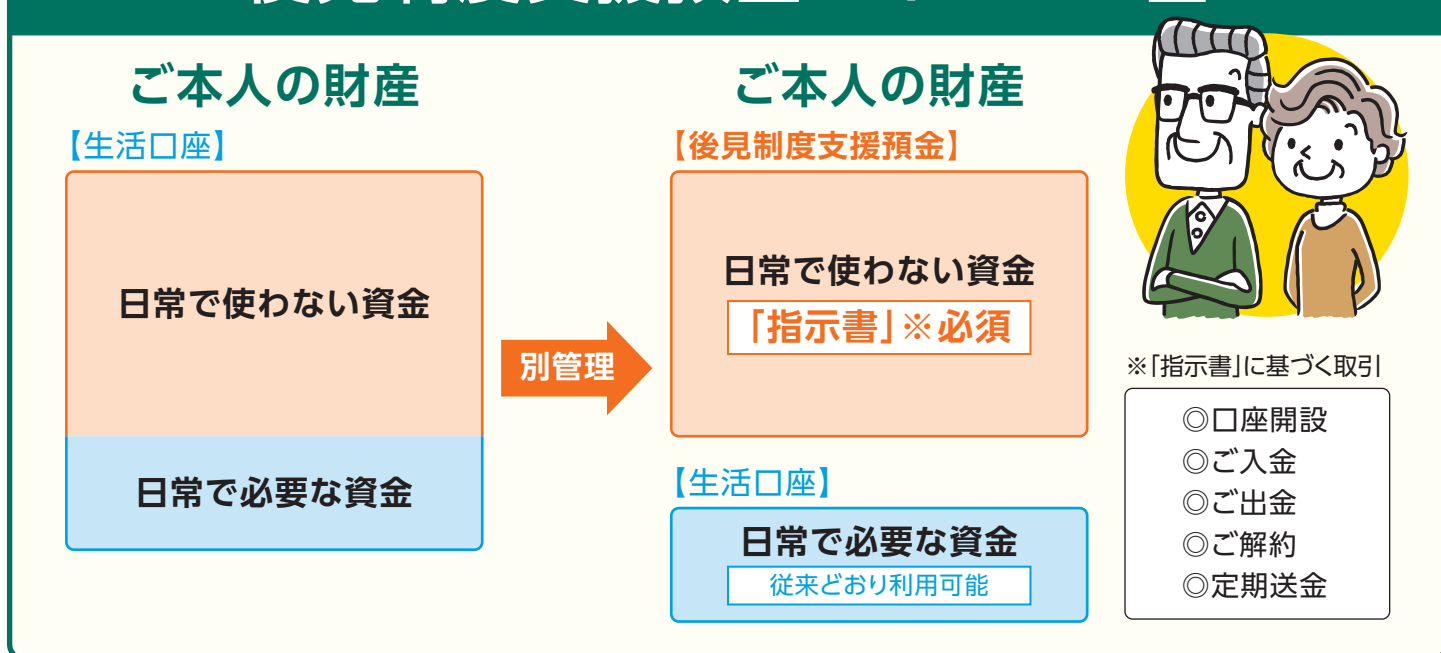


「成年後見制度」をご利用のお客さまへ いよぎん後見制度支援預金

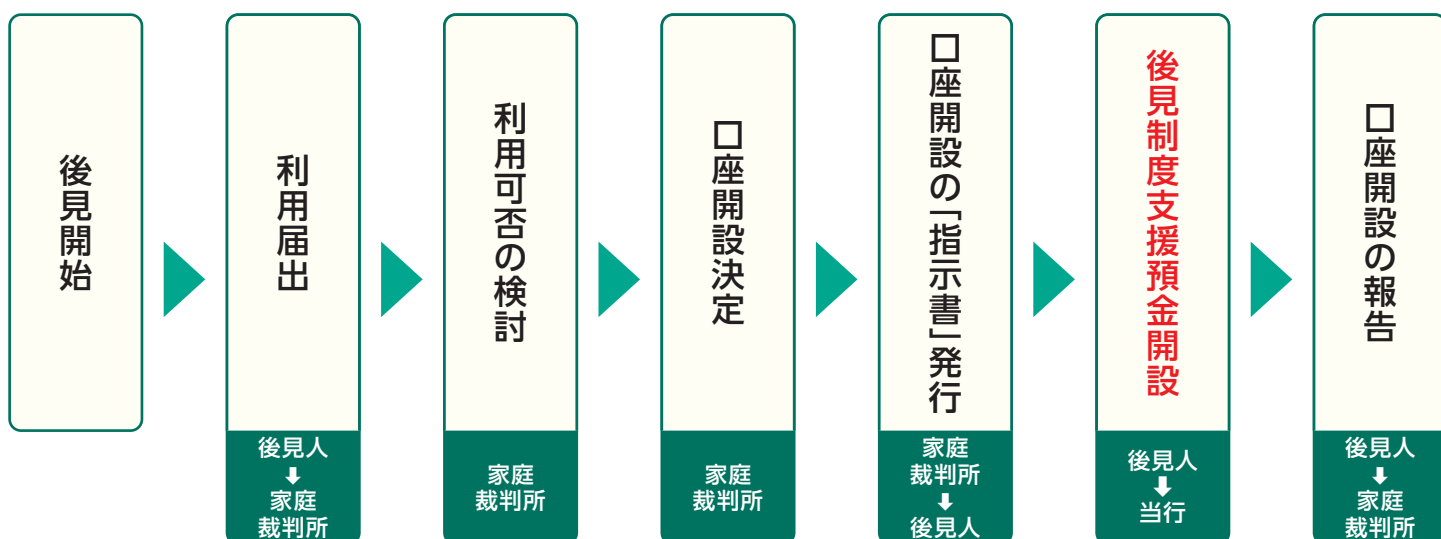
後見制度支援預金とは、お客さま（預金者／成年被後見人）の資金のうち、日常生活に必要な資金とは別に、日常生活では使用しない資金について別管理するための預金口座です。

後見制度支援預金は全てのお取引引き（お預け入れ、お引き出し、ご解約等）に家庭裁判所が発行する「指示書」を必要とすることで、お客さまの大切な資産をお守りします。

後見制度支援預金のイメージ図



後見制度支援預金の口座開設の流れ



商品概要

- **全てのお取引引き(お預け入れ、お引き出し、ご解約等)に家庭裁判所が発行する「指示書」の原本が必要です。**
- キャッシュカードは発行いたしません。
- いよぎんダイレクト(個人ID)等のお取引引きはできません。
- 給与振込、年金受取、配当金等の受け取り、振込金の入金はできません。
- 公共料金等の口座振替等のご利用できません。
- ATMでのお取引引き(お預け入れ、お引き出し)はできません。

ご利用いただける方	家庭裁判所より後見制度支援預金締結の「指示書(契約締結)」を交付された未成年後見人または成年後見人の方 ※保佐人、補助人、任意後見人の方はご利用できません。
対象となる預金	普通預金
口座開設	家庭裁判所の「指示書」に基づき取り扱います。 ※新規開設のみとし、既にお持ちの普通預金口座からの切替えはできません。
お預け入れ お引き出し	家庭裁判所の「指示書」に基づき取り扱います。
お利息	普通預金利率(変動金利)
ご利用いただけるサービス	家庭裁判所の「指示書」がある場合、生活口座に定期的に資金を移動する「定期送金サービス」をご利用いただけます。
手数料	口座開設時に11,000円(税込) ※「定期送金サービス」をご利用の場合は、送金の都度、当行所定の取扱手数料および振込手数料が必要です。
ご解約	家庭裁判所の「指示書」に基づき取り扱います。
取扱店	国内全店 ※ローンプラザ松山支店・インターネット支店は除きます。
その他の ご注意事項	◎おひとりさま1口座に限ります。 ◎キャッシュカードは発行いたしません。 ◎いよぎんダイレクト(個人ID)等のお取引引きはできません。 ◎給与振込、年金受取、配当金等の受け取り、振込金の入金はできません。 ◎公共料金等の口座振替等のご利用できません。 ◎ATMでのお取引引き(お預け入れ、お引き出し)はできません。 ◎マル優でのお取引引きはできません。 ◎本商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。

※店頭にて説明書をご用意しています。

口座開設時に必要な書類

- 家庭裁判所発行の「指示書」(原本)
- 成年後見人および成年被後見人のご本人確認資料
運転免許証等
- 成年後見人選任の確認書類
「登記事項証明書」または「審判書の謄本」および「確定証明書」
- お取引引きのご印鑑

※お取引引きの状況により異なりますので、詳しくは窓口にご確認ください。

お問い合わせはお近くの〈いよぎん〉の窓口または

いよぎんテレホンセンター



0120-64-1414

受付時間／9:00～17:00
(銀行休業日は除きます。)

(2024年4月15日現在)